

特定秘密保護法 適正確保の仕組み

- ① 重層的な仕組み・報告
- ② 通報

内閣官房
内閣情報調査室

特定秘密保護法 適正確保の仕組み①(重層的な仕組み・報告)

1 適正を確保するための重層的な仕組み

- 適正を確保するための重層的な仕組みとして、内閣に内閣保全監視委員会を、内閣府に独立公文書管理監及び情報保全監察室を設置。

内閣

内閣保全監視委員会

- 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るため、内閣に、閣議決定(運用基準)により設置。
- 内閣官房長官をヘッドに、インテリジェンスコミュニティの事務次官級を中心に構成。
- 内閣官房内閣情報調査室が庶務を処理。
- 内閣総理大臣が行政各部を指揮監督するに当たって、資料提出・説明を要求。
- 必要な場合には、是正を要求。

内閣府

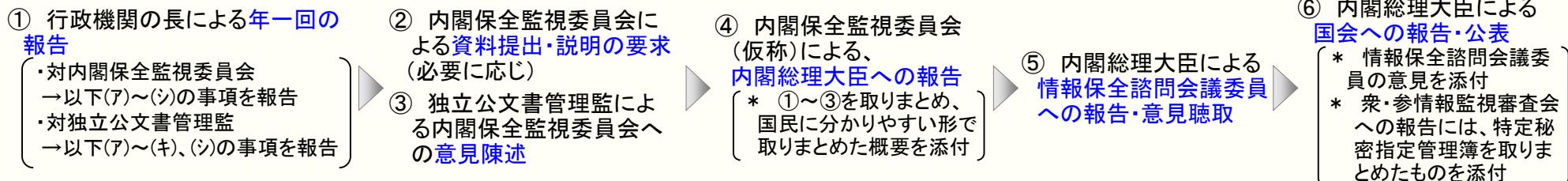
独立公文書管理監・情報保全監察室

- 4党合意を踏まえ、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等^(注1)の管理が適正に行われているか検証・監察するため、内閣府に、政令により独立公文書管理監を、内閣府訓令により情報保全監察室を設置。
- 必要な場合は、資料提出・説明・実地調査を要求。
- 適正に指定等が行われていないときは、是正を要求。内閣保全監視委員会に通知。
- 検証・監察に資するため、行政機関の長は以下を実施。
 - ・特定秘密指定管理簿の写しを提出(常時)
 - ・特定秘密行政文書ファイル等の管理状況を報告(年一回)

(注1) 行政文書ファイル管理簿に記載された行政文書ファイル等のうち特定秘密が記録されたものをいう。以下同じ。

2 報告

報告の流れ



* このほか、独立公文書管理監は、年一回、特定秘密の指定等の適正を確保するため独立公文書管理監や行政機関の長が講じた措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表。

報告事項(過去1年分)

- (ア) 指定件数(累計を含む。)(事項の細目ごと)
- (イ) 延長件数(事項の細目ごと)
- (ウ) 解除件数(事項の細目ごと)
- (エ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を国立公文書館等に移管した件数
- (オ) 特定秘密であった情報を記録する行政文書ファイル等を廃棄した件数

- (カ) 廃棄した特定行政文書ファイル等の件数
- (キ) 処理した通報(次頁参照)の件数
- (ク) 適性評価の実施件数
- (ケ) 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数
- (コ) 適性評価の評価対象者の苦情の件数
- (サ) 適性評価に関する改善事例
- (シ) その他参考となる事項

特定秘密保護法 適正確保の仕組み②(通報)

3 不適正な特定秘密の指定等に関する通報

(1) 通報制度の創設

- 内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、**通報窓口を設置**。
- 特定秘密の取扱業務者等は、**特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が、法、施行令及び運用基準に従って行われていない**と思料するときは、**通報窓口に、その旨を通報**することができる。
- 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、**特定秘密の取扱業務者等からの通報を受け付け、これを処理**。

通報処理の手続

行政機関への通報

- ① 特定秘密の取扱業務者等による通報
(特定秘密を要約した形で通報)



内閣府独立公文書管理監への通報

- ① 特定秘密の取扱業務者等による通報
(特定秘密を要約した形で通報)
(* 行政機関への通報の後に行うこと)
が原則。ただし、一定の場合には、
行政機関への通報の前に通報可能。)

② 調査
(必要に応じ、行政機関に対し資料提出や説明を要求、実地調査を実施)

③ 調査結果に応じ、行政機関に対し是正を要求
→ 行政機関は適切な措置を講じ、その旨報告

④ 調査結果を通報者に通知

(2) 通報者の保護等

- 通報の処理に関与した職員は、**通報者を特定させることとなる情報その他通報に関する秘密を漏らしてはならない**。
- 行政機関の長は、当該行政機関の職員が、**通報者に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならぬ**。